

監査報告書

平成27年5月15日

公益財団法人高知県遺族会
会長（代表理事） 中内 桂郎 様

監事 田辺 孝
監事 酒井 義明



今般、公益財団法人高知県遺族会の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条(第99条第1項の準用)の規定に基づき、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事として、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を開覧し、当財団事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度にかかる事業報告及びその附属明細書を監査しました。さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該年度にかかる計算書類及びその附属明細書について監査しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、公益財団法人高知県遺族会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、当センターの財産及び損益の状況を全て重要な点において適正に表示しているものと認めます。

現在、保有財産は国債等を中心とした安全かつ効率的な運用が図られているが、会計年度を越えた運用が多いことから、会計年度ごとの会計間の資金融通についての的確な表記が求められる。このことについて、平成25年度の貸借対照表内訳表の決算処理において数値の表記が不相当と判断され、その結果、公益目的財産とそれ以外の財産の運用管理に正確を欠く恐れがありました。

当財団の運営上、財産管理が最重要の課題であることから、早急に会計間の適正な財産管理を実施するとともに、今後の経理事務等の処理に遺憾のないよう十分に留意してください。